



第1章

計画の基本的な考え方

-
- 1 改訂の背景
 - 2 計画の役割
 - 3 計画の位置付け
 - 4 対象とする範囲
 - 5 計画の期間
 - 6 計画の構成



1 改訂の背景

(1) 計画策定の根拠

上越市環境基本条例第9条第1項「市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。」の規定により策定します。

(2) 計画改訂の背景

- ・現行の環境基本計画（平成10年1月策定・公表。以下「第1次環境基本計画」という。）がおおむね平成17年度を目標年度としていること。
- ・平成17年1月1日に上越市が13町村と合併したことにより、合併後の上越市の状況の変化に対応した見直しが必要となること。
- ・平成17年2月に京都議定書*が発効し、平成20年4月に約束期間が始まるところから、温室効果ガス*排出量6%削減が国の重要な課題となっていること。
- ・国は第2次環境基本計画の基本的な考え方を深化させ、具体的な施策をより一層強力に進めるため、第3次環境基本計画を平成18年4月に閣議決定したこと。
- ・国の改訂を受け、新潟県環境基本計画が平成19年3月に改訂されたこと。
- ・上越市第5次総合計画*が平成19年12月に改定されたこと。

こうした国・県・市の動きや人口減少、少子高齢化、産業構造の転換、情報化の急速な進展、住民の価値観・生活様式の多様化といった社会情勢の変化、環境問題への意識の高まりを受け、第1次環境基本計画を基本に必要な改訂を行い、第2次環境基本計画として策定するものであります。



2 計画の役割

本計画の果たす役割は、次のとおりです。

- ・上越市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を明らかにします。
- ・上越市環境基本条例が定める各々の責務を果たすため、市民・事業者・市が環境を利用する上での環境配慮指針を示し、快適で恵み豊かな環境の保全及びうるおいとやすらぎのある安全で快適な環境の形成を促進します。
- ・望ましい環境像を定め、市民・事業者・市各々の役割分担の下で自主的、積極的な参加・協力を求めます。

上越市環境基本条例に定める環境の保全についての基本理念

- 第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が現在及び将来の市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、その環境の恵沢を享受するとともに、人類存続の基盤である限りある環境が良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように適切に、行われなければならない。
- 3 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動し、環境の保全上の支障を未然に防止するように、適切に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するまでの課題であること及び私たちの生活が国際的な相互依存関係の中で営まれていることを認識し、国の内外の地域と連携しながらすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。



3 計画の位置付け

本計画は、国及び県の環境関連の基本計画や各種計画・指針、上越市環境基本条例との整合を図り、環境面から「上越市第5次総合計画（改定版）*」の基本理念、将来都市像などの実現を目指すものであります。

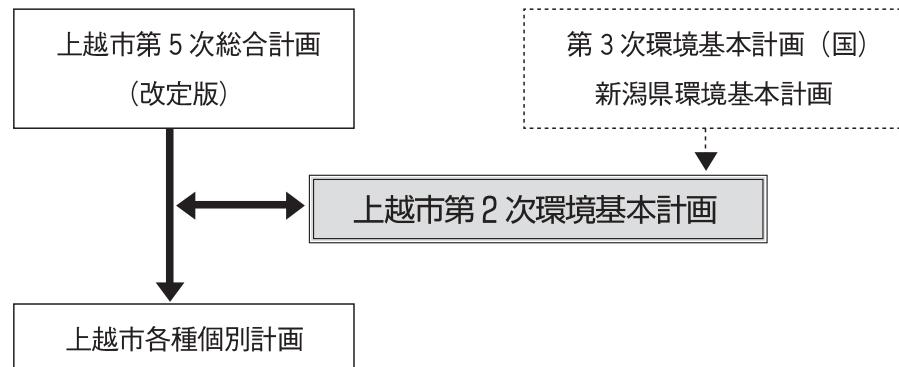


図1－1 計画の位置付け



4 対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、「地球環境」・「自然環境」・「生活環境」・「環境学習」の4分野とします。

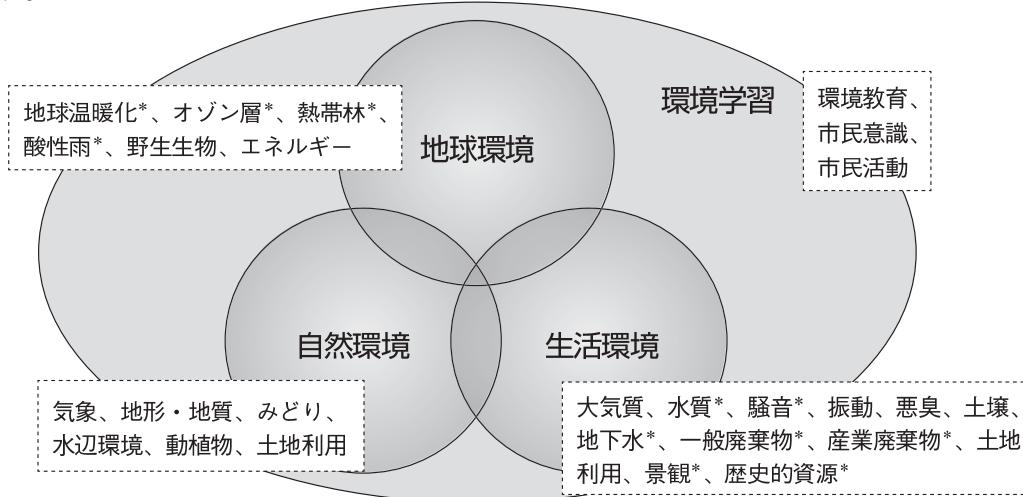


図1－2 対象とする環境分野



5 計画の期間

- ・本計画の期間は、平成20年度（2008年度）を初年度として、「上越市第5次総合計画（改定版）*」の目指す平成26年度（2014年度）を目標年度とします。
- ・社会的な情勢の変化や科学的知見の向上等を踏まえて、中間見直しを行います。
- ・毎年、計画の進捗状況を点検・報告し、事業の実施方法を見直します。



6 計画の構成

計画の構成は、図1-3のとおりです。

(1) 計画の基本的な考え方

環境基本計画の改訂の必要性、計画の位置付けなど、第2次環境基本計画に関する基本的事項を記載しています。

(2) 環境施策の検証

国・県・市の動き、市民の声なども考慮し、第1次環境基本計画及び環境施策の検証を行い、第2次環境基本計画策定に当たっての課題を整理しています。それら課題を踏まえ、第2次環境基本計画の基本的視点を設定しています。

(3) 望ましい環境像

第2次環境基本計画が目指す将来都市像や(2)環境施策の検証で設定した基本的視点をもとに定めた望ましい環境像、各環境分野の基本目標と進捗管理指標を記載しています。

(4) 環境施策の展開

環境施策の体系や重点プロジェクト、重点取組、環境配慮指針などを示しています。

(5) 計画の推進に向けて

第2次環境基本計画の推進に係る組織、推進の仕組みを記載しています。

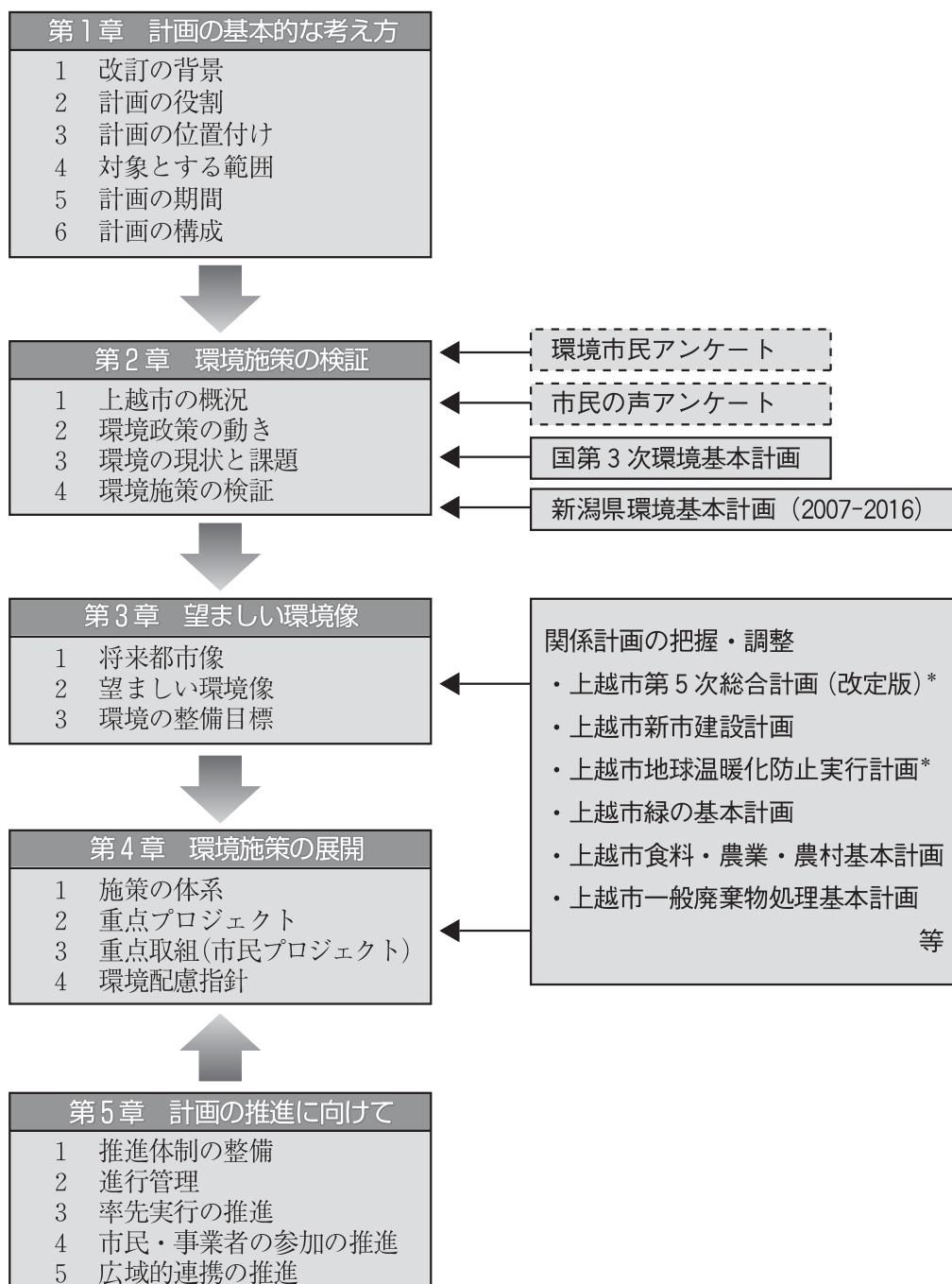


図1－3 第2次環境基本計画の構成